

公 示

公 示 第 8 号

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年9月13日付け
公示第6号)を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和4年10月26日

東北運輸局秋田運輸支局長 玉田 紀之

公示第6号

平成18年9月13日

一部改正 令和4年10月26日

公 示

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物自動車運送事業法第36条の経営届出等の取扱いについては、その公正の確保と透明性の向上を図るため、下記によることとしたので公示する。

平成18年9月13日

東北運輸局秋田運輸支局長 佐々木 仁

記

1. 自動車

- (1) 各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下、「事業用自動車」という。）の種別（軽きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。
- (2) 届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして適切なものであること。

2. 自動車庫

- (1) 原則として、営業所に併設すること。併設できない場合は、当該営業所からの距離が2キロメートルを超えないものであること。
- (2) 計画車両すべてを収容できるものであること。
- (3) 使用権原を有するものであること。
- (4) 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。

3. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。

4. 運送約款

国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することとし、約款の添付は不要とする。

5. 運行管理体制

事業の適正な運営のために必要な管理体制が整っているものであること。

6. 運賃及び料金

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、運賃料金設定（変更）届出書を提出すること。なお、当該届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出と同時に提出しても差し支えないものとする。

7. 届出事項の変更

届出事項の変更については、前各項に準じて取り扱うものとする。

附則

1. この取扱いは、平成18年9月14日以降、東北運輸局秋田運輸支局において受理する届出事案について適用する。
2. 平成15年3月3日付け公示第7号「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」は、平成18年9月13日限り廃止する。

附則（令和4年10月26日 公示第8号）

1. この公示は、令和4年10月27日から適用する。